

### 6-(2) ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	

〔備考〕

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。  
平成9年2月4日環境庁告示第4号（ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン）  
平成13年4月20日環境省告示第30号（ジクロロメタン）
- ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

### 6-(3) 県内における環境大気監視状況



区分	鹿児島県設置局 9局	鹿児島市設置局 8局
一般環境大気測定局 15局	□(8局)	○(7局)
自動車排出ガス測定局 2局	■(1局)	●(1局)